

財務省告示第二百六十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十年八月八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年九月九日

財務大臣 伊吹 文明

一 名称及び記号	二 発行の根拠	三 振替法の適用等	四 発行方法
利付国庫債券（十年）（第二百九十五回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債

五

方募

入 決 定 の

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「価格競争入札発行」という。）

各申込みのうち応募額を価格の高い当てる。そのうち応募額を順次割り各申込みの応募額を案分により各割当てられる。特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六

イ

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

入 札 行 争

億圓面金額で一兆七千二百七十九億圓の特許料を募集し、そのうち特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「価格競争入札発行」という。）

			十 十		九 八		七				八			
口			イ 一		振 額 最		払 込 金 額				行 争 非 者 特 国			
び 札 非	入 価 発	行 行	札 格 行	札 格 行	替 単 位	低 額 面 金	行 争 非 者 特 国	札 非 入	札 非 入	札 非 入	札 非 入	札 非 入	札 非 入	札 非 入
国 発 行 及	入 札 行	行 行 日	行 行 日	行 行 日	位	面 金	入 札 行 争 非 者 特 国	入 札 行 争 非 者 特 国	入 札 行 争 非 者 特 国	入 札 行 争 非 者 特 国	入 札 行 争 非 者 特 国	入 札 行 争 非 者 特 国	入 札 行 争 非 者 特 国	入 札 行 争 非 者 特 国
十 四 銭	十 九 百 円	平 成 二 十 年 八 月 八 日	十 九 百 円	十 九 百 円	の 記 載 又 は 記 録 による 最 低 額 の 金	五 万 円	千 六 百 四 十 六 億 七 千 七 十 四 万 円	六 十 六 億 二 千 九 百 七 十 一 万 七 千	五 十 四 万 円	一 兆 七 千 二 百 三 十 三 億 七 千 八 百	で 千 六 百 五 十 一 億 円	た 利 付 国 債 に ついて、	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き	特 別 計 関 する 法 律 第 四 十 六
額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 七	額 面 金 額 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価		額 面 金 額 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価	額 面 金 額 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価								額 面 金 額		

の 経 利 発 競 加 場  
払 過 行 争 非 者 特  
込 利 入 入 者 別  
み 子 率 札 格 第 参

(一) 年一・五パーセント  
は、募入決定の通知を受けた者  
は、払込金額に加えて次の算  
式により算出した金額を第二  
十号に規定する期日に払い込  
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.5}{100} \times \frac{49}{365}$$

(二) 発行時において、その利子  
に係る所得税が源泉徴収され  
るものとして振替口座簿中の  
口座に記載又は記録されるも  
のについては、前記(一)の算式  
により算出した金額から当該金  
額に百分の二十を乗じた金額  
へただし、当該国債を発行時  
にあっては外国法人である者が  
者又は外国法人である場合に  
は、前記(一)の算式により算出  
た金額に当該非居住者又は外  
国法人が適用を受ける所得税  
の税率を乗じた金額を控除す  
ることができる。

平成二十年十二月十日を支払  
た金額を支払う。ただし、支払  
期とし、次の算式により算出し

期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五	第二期以後の利子	毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。	平成三十年六月二十日	額面金額百円につき百円	日本銀行	財務大臣から通知を受けた者	平成二十年八月八日
十六	償還期限						
十七	償還金額						
十八	元利支						
十九	払場所						
二十	入札参加						
二十一	者						
二十二	払込期日						